

女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出を求める

陳 情

陳情の要旨

大磯町議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択し、国会および政府に提出してください。

2024年は、国連総会で1979年に女性差別撤廃条約が採択されて45年目にあたります。現在189カ国が締約国です。日本は1985年に批准しました。

女性差別撤廃条約は、女性の一人ひとりが権利の主体であると位置づけ、女性の権利の実現の障害となっているものを撤廃することが国家の国際法上の義務だとしていることで「世界の女性の憲法」と言われています。

1999年、国連総会で女性差別撤廃条約の実効性を高めるために個人通報制度と調査制度を内容とする女性差別撤廃条約選択議定書を採択されました。現在、女性差別撤廃条約の締約国189カ国中、115カ国が選択議定書を批准していますが、残念ながら日本は批准していません。

今年は、女性差別撤廃条約選択議定書が採択されてから25年目に当たります。

選択議定書は実施措置として2つあげています。①個人通報制度は女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害され、救済を求める国内手続きが尽くされた後も権利回復がなされていない場合、女性差別撤廃委員会に通報し、救済を求めることができる制度です。②調査制度は、女性差別撤廃委員会が、女性差別撤廃条約に定める権利の、重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、国に調査結果を意見・勧告ともに送付する制度です。従って、選択議定書を批准することは、女性差別撤廃条約批准国に求められています。

陳情の理由

女性差別撤廃条約の履行状況を審査する女性差別撤廃委員会は2024年10月29日、日本の女性政策について「最終見解」を示しました。選択議定書の批准に関しては再三の勧告にもかかわらず日本政府は20年以上検討を続けていて、委員会からは検討に時間がかかりすぎていることを遺憾におもう、批准に向けて障害を取り除き速やかに批准するよう勧告が出されました。また、夫婦同姓を義務付ける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう勧告しました。同様

の勧告は4回目。人工中絶における配偶者の同意要件の削除、同性婚を認める。

「選択議定書」の批准と合わせ、雇用・賃金問題では同一価値労働同一労働賃金原則の実施などの11項目、米兵の性暴力への対応など、女性の権利を国際基準にもとめる28項目が勧告されました。

各国の男女平等度を示す2024年のジェンダー・ギャップ指数で、日本の総合順位は、146カ国中118位です。日本は、第5次男女共同参画基本計画で「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」と規定しています。また、先に行われた「衆議院選挙2024」では、性別や性的指向にかかわらず誰でもが、「自分らしく」生きられる社会の実現めざす取り組みが政治に求められていることも議論になりました。今回の国連の女性差別撤廃委員会での勧告を履行していくためにも女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、国際的な責務を果たし、日本の女性の権利を国際基準にする重要な第一歩です。

大磯町では、「第3次大磯町男女共同参画推進プラン」に基づき具体的な取り組みが進められています。国が女性差別撤廃条約選択議定書を批准することにより大磯町における男女共同参画社会実現に向け大きな力になるものです。

私たち「女性差別撤廃条約実現アクション神奈川」は、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を実現するために活動しています。

現在、全国では349自治体で意見書の採択がされています。県内では中井町と座間市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、葉山町、愛川町、清川村、伊勢原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、開成町、湯河原町、藤沢市。別途、川崎市、厚木市の18議会で採択されてきました。

大磯町議会におかれましては、国会および政府に早期批准を求める意見書を採択されますよう切にお願いします。

2024年//月/8日

大磯町議会 議長 吉川 重雄 殿

陳情者 女性差別撤廃条約実現アクション神奈川

代表 湯山 薫



〒214-0014 川崎市多摩区登戸 3398 番地の1 大樹生命登戸ビル
川崎北合同法律事務所内 044-331-5721